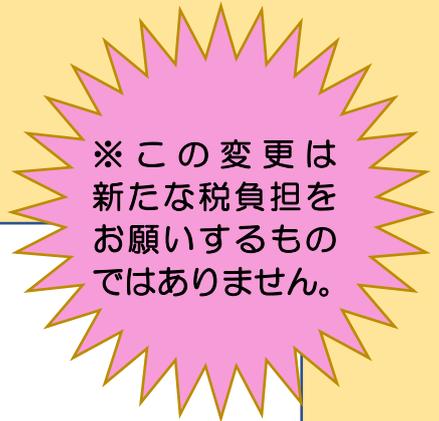




小 竹 町



※この変更は
新たな税負担を
お願いするもの
ではありません。

令和 6 年度から 税金の納め方が変わります。

これまでの税金の納め方は、固定資産税、住民税、国民健康保険税をまとめて納める方式でした。令和6年度からは、それぞれの税目ごとに納める方式に変更します。各税目の納付回数と納付月が変わりますので、御理解と御協力をお願いします。

▶▶▶何が変わるの?-----

税金の納付回数と納付月が変わります

令和5年度までの納付回数と納付月													
税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	10回			◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
住民税													
国民健康保険税													

令和6年度からの納付回数と納付月													
税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	4回		▲		▲		▲		▲				
住民税	4回			●		●		●		●			
国民健康保険税	9回				■	■	■	■	■	■	■	■	■

※各納期限は、月末日です（ただし12月は28日）。月末日が土・日・祝日の場合、金融機関の翌営業日となります。

納税通知書と納付書が変わります

これまでは1枚の納税通知書に固定資産税、住民税、国民健康保険税の内容を記載し、納付書と合わせて送付していました。令和6年度からは税目ごとに納税通知書と納付書を送付します。

Q1 納付回数が変わることで毎月の納付額はどうか変わりますか？

令和6年度からの送付物と送付時期

税目	送付物	送付時期
固定資産税	納税通知書1枚 + 納付書4枚	5月中旬
住民税	納税通知書1枚 + 納付書4枚	6月中旬
国民健康保険税	納税通知書1枚 + 納付書9枚	7月中旬

～支払月と支払額の具体例～

年税額が固定資産税 20,000 円、住民税 32,000 円、国民健康保険税 18,000 円 計 70,000 円の場合

①令和5年度までのまとめて納める方式

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
固定資産税 住民税 国民健康保険税	10回			7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	70,000

②令和6年度からのそれぞれの税目ごとに納める方式

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
固定資産税	4回		5,000		5,000		5,000		5,000					20,000
住民税	4回			8,000		8,000		8,000		8,000				32,000
国民健康保険税	9回				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	18,000
合計	月別計		5,000	8,000	7,000	10,000	7,000	10,000	7,000	10,000	2,000	2,000	2,000	70,000

お問い合わせ

小竹町役場 税務住民課 税務係 ☎ : 0949-62-1216 (直通)